

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第110号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成26年10月30日 04時30分ごろ
発生場所	長崎県平戸市生月島北西方沖 大礫鼻灯台から真方位318° 13海里付近 （概位 北緯33° 36.06′ 東経129° 15.39′）
事故等調査の経過	平成26年12月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十八翔丸、18トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-13857（漁船登録番号）、有限会社政栄水産
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、中型まき網漁業付属の運搬船で、船長が1人で乗り組み、生月島北西方沖の漁場において、主機を中立運転として待機中、平成26年10月30日04時30分ごろ、船長が煙突から黒煙が出ているのを発見し、主機を点検したところ、潤滑油量が異常に減少していたので、主機を停止した。 本船は、主機の運転を断念し、僚船にえい航されて帰港した。 本船は、帰港後、機関修理業者が主機を開放して点検したところ、1番及び6番シリンダのピストン、シリンダライナに焼付き、吸排気弁に吹き抜け傷のほか、1番シリンダの連接棒に変形、直結冷却海水ポンプ（以下「海水ポンプ」という。）のゴム製インペラの12枚中8枚の羽根に欠損が認められた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
その他の事項	主機は、潤滑油及び清水が各冷却器において、海水ポンプが送水する海水により温度調節されるようになっていた。 海水ポンプのインペラは、平成25年5月に交換して以来、約1年5か月使用されていた。 主機の取扱説明書には、海水ポンプのインペラを1年ごとに交換するように記載されていた。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、生月島北西方沖で主機を中立運転として待機中、海水ポンプのインペラの羽根が欠損したことから、冷却海水量が不足して冷却清水及び潤滑油の温度が上昇し、ピストン及びシリンダライナが焼き付いて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>海水ポンプのインペラは、約1年5か月使用されていたことから、劣化して羽根に欠損を生じたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、生月島北西方沖で主機を中立運転として待機中、海水ポンプのインペラの羽根が欠損したため、冷却海水量が不足して冷却清水及び潤滑油の温度が上昇し、ピストン及びシリンダライナが焼き付いて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプのゴム製インペラは、機関取扱説明書に記載されている時期に点検及び交換を行うこと。